

日本子ども虐待防止学会 第31回学術集会ほっかいどう大会  
2025年11月15日(土) S1-17

# 子ども家庭センターは 誰のための制度なのか？

日本大学危機管理学部 鈴木秀洋

(参考)<https://www.youtube.com/watch?v=vhXJ8WbcTs>

元文京区 子ども家庭支援センター所長・男女協働課長  
危機管理課長・総務課課長補佐(秘書総括)・特別区法務部・法務調査室等  
法務博士(専門職)、保育士、防災士、水泳指導員資格

主著 『虐待・DV・性差別・災害等 社会的弱者にしない自治体法務』

【研究分野】行政法・地方自治法・行政ガバナンス・危機管理法制、子どもインクルージョン、ジェンダー、ダイバーシティ、災害時要配慮者、学校の安全安心等 (他大授業:社会安全政策と法、自治体政策訟務論)

演題発表に関連し、個人情報との抵触・開示すべきCOI関係にある企業などなし。

## 第1 今一度問う

こども家庭センターの設置は誰のためなのか ～根本の問い合わせ

## 第2 目の前のことの命を救えるのか

- 1 あなたは目の前のことの命を救えますか？  
どうやって？
- 2 あなたの組織・チームは目の前のことの命を救えますか？  
どうやって？
- 3 もし、不安を感じる点があるのであれば、  
何をどのように補う必要があるのでしょうか。  
→人、金、モノ、  
⑦管理職・⑧係長・主任・⑨職員の立ち位置 行政or民  
専門職？事務職員？経験値は？マニュアルは？  
チーム内の受理・受付・相談からの流れは？  
…統一されているか、誰でも同じように対応できるのか？  
※後述 具体検討  
→(例)自分が担当する場合、どこまでの事実調査を行うの？  
(ルール・手順は？  
新人にどのように引き継ぐのですか) ?

## 第2 目の前のことの命を救えるのか (思考ステージ)

- Ⓐ 制度設計・人事配置等の課題・問題  
(仕事の全体進行、人の管理、メンタル対応)  
→管理職！？
- Ⓑ ケースの指揮 (SVの立ち位置) →係長！？
- Ⓒ 個々のケース対応 →職員・各相談員  
(児福司・保育士-保健師・教員等)
  - 【Q】 どのような調査をどこまでやるのか？
  - 【Q】 泣き声通報時どんな言葉で家庭に入るか
  - 【Q】 訪問で会えなかったらどうするの？  
次は？ (時間・場所)

上記の日常を法制度に当てはめると？

- 【ア】 センター長 の射程
- 【イ】 統括支援員 の射程

[ガイドラインを使ってみる]  
(例) 要支援児童等への支援業務 …ガイド3(83-104頁)～

## こども家庭相談の流れ(全体像)

チームで要件を定めておく！

- (1) こども家庭相談の流れ (全体像)
- (2) 相談・通告の受付
- (3) 相談・通告直後の対応
- (4) 受理会議 (緊急受理会議)      ※成立要件
- (5) 調査      ※情報収集項目
- (6) アセスメント      ※何度も
- (7) サポートプラン (及び支援方針) の作成等
- (8) サポートプラン (及び支援方針) の見直し等
- (9) 支援及び指導等      ※地域資源の活用
- (10) 児童記録表の作成      ※どこまで遡る？
- (11) 支援の終結      ※見守りという名の？
  
- (12) 転居への対応

## 第3 こども家庭センターがやるべきこと

### 1 自治体の責務

自治体の責務として法律で規定されていること

(保健が行うか、児童福祉が行うか ← 基本的には関係のこと)

住民・子ども・保護者からの視点で、切れ目なく、連携・協働して  
(縦糸・横糸)

※後述 条文参照

# 根本は、自治体の責任

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他の相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 四 児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成  
その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。

## ※児童福祉法施行規則

第一条の三十九の二 法第十条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項

は、次に掲げる事項とする。

- 一 心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者（以下この条において「要支援児童等その他の者」という。）の意向
- 二 要支援児童等その他の者の解決すべき課題
- 三 要支援児童等その他の者に対する支援の種類及び内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める事項

# 根本は、自治体の責任

**第十条の二** 市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならない。

② こども家庭センターは、次に掲げる業務を行うことにより、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。

一 前条第一項第一号から第四号までに掲げる業務を行うこと。

二 児童及び妊産婦の福祉に関する機関との連絡調整を行うこと。

三 児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当該支援を行う者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備その他の児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に係る支援を促進すること。

四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

③ こども家庭センターは、前項各号に掲げる業務を行うに当たつて、次条第一項に規定する地域子育て相談機関と密接に連携を図るものとする。

**第十条の三** 市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関（当該区域に所在する保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業を行う場所その他の内閣府令で定める場所であつて、的確な相談及び助言を行うに足りる体制を有すると市町村が認めるものをいう。以下この条において同じ。）の整備に努めなければならない。

② 地域子育て相談機関は、前項の相談及び助言を行うほか、必要に応じ、こども家庭センターと連絡調整を行うとともに、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

③ 市町村は、その住民に対し、地域子育て相談機関の名称、所在地その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

# 根本は、自治体の責任

## 【母子保健法22条】 第三章 こども家庭センターの母子保健事業

第22条 こども家庭センターは、児童福祉法第十条の二第二項各号に掲げる業務のほか、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、第一号から第四号までに掲げる事業又はこれらの事業に併せて第五号に掲げる事業を行うものとする。

- 一 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。
  - 二 母子保健に関する各種の相談に応ずること。
  - 三 母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。
  - 四 母性及び児童の保健医療に関する機関との連絡調整並びに第九条の二第二項の支援を行うこと。
  - 五 健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと（前各号に掲げる事業を除く。）。
- 2 市町村は、こども家庭センターにおいて、第九条の指導及び助言、第九条の二第一項の相談並びに第十条の保健指導を行うに当たつては、児童福祉法第二十一条の十一第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに同条第二項のあつせん、調整及び要請と一体的に行うように努めなければならない。

## 第3 こども家庭センターがやるべきこと (市区町村の責務)

### 2 具体化・可視化としての

#### (1) サポートプラン ※法律は包括的な支援を規定

- 【Q】会計年度職員を雇って行う手法への疑問
- 【Q】単純化してチェックリストを作成すればよいの？
- 【Q】作成数により補助金がもらえる？数が多ければよいのか？
- 【Q】母子からの作成、児童福祉からの作成  
→手交できない場合は合同・要対協等記録に

#### (1) ”合同ケース会議

- 【Q】会議のための会議になっていないか？  
→目的は間隙なくし連携・協働・見立て？  
要対協個別ケース会議と別にやる？

#### (2) センター長・ 統括支援員

- ※保健も福祉も理解（しようと）している人？  
※統括のやるべき仕事を具体化・明確化しよう  
…負担感：毎年変わってもいいじゃない

#### (3) 地域資源づくり

- ※地域の保育所、児童館その他の機関に  
何をどの程度担ってもらうのか？

# 可視化の課題点補充説明

土台を強固にするために具体的にどうするの？

## ①サポートプラン作成

…現場に求められているのは、妊産婦と向き合い丁寧に対話を重ね支えていた実務であり、新たなサポートプランという形式事務作業の重視により本末転倒、主従逆転にならないよう

## ②統括支援員

…両機能の間隙を埋め、当該制度設計を真に有効に機能させるためには、形式的配置ではなく、相当の経験値と実質的**権限**と調整力を有する者を置く必要がある

## ③地域資源開拓

…地域の中で、点ではなく面的に、妊産婦・こどもとその家庭の支援を行っていく体制

こうした具体的**可視化**を推進

## 第3 こども家庭センターがやるべきこと [挙げられる質問]

### 3 機能設置の意味が分かっていますか？（機能設置だから曖昧なりがち）

(1) 機能設置は、**具体的所掌に落とし込むことでしか具体的には実現できない**  
(ルールを決める→PDCAサイクル)

(2) 「専門性」による分断！（専門性が強調されて連携・バトンの問題が…）  
の見地からすれば、

⑦保健等特定部局の専権事項（とは何か…）か、  
or ①保健師以外が対応できる（すべき）事項か、  
→①振分、②協議、③協働か、④バトン渡し

今回の特別判断による一步踏み込みか

☆何をどのように一体的（協働・連続的・連携的）に行うのか☆（後述付記）

### 4 好事例、先進事例に騙されるな

→自分たちの積み上げと良さを捨てるな、自分で協議して決めていく

※実践ポイント集は、参考にしない方がよいかもしれない…

# 今回のことも家庭センターのねらい…

もう一度 これまでの法改正の経緯・方向性を考えた上で、  
現在の職務遂行が、こどもと保護者を真ん中にした対応しているか？

そのために個人の能力、  
チームの能力を  
どのようにあげていけるのか？ ★この振り返り・検証★が大切

【視点】要するに、  
**子ども側・保護者側から見える景色**としての **一体性**

- ①妊娠婦期からの**時系列的一体性**と
- ②縦割り組織の**組織間** 更に**地域的**的一体性 の構築  
が求められている。

## 第4 どのように子どもと保護者と信頼関係を構築していくのか

- 1 子どもに教えてもらおうよ（私たちは何も知らない…）
- 2 親に注意喚起？

【Q】 どういうエビデンスに基づいて行うのか？

どんな効果を狙って？

どんな根拠と権限で？

※行政はそんなに偉いのか？かえって反発と潜り。死亡事例

【Q】 親との信頼関係壊せないから注意はできない！

→これは正しい対応なのか？

※死亡事例が実際起きている。チームとしての役割

- 3 真剣さは伝わる

※プロとしての質問権の行使

※もし技術が必要ならば、

様々な先輩たちの言葉の引き出しを増やしていこう

## 第5 要対協を使いこなす・活用する

- 1 法制度設計は自由
- 2 弱点を多機関の凸凹で補い合う
  - ※こんなにすごい制度は外にはない…。
  - ※後述レジメ参照

## [再度確認しておくべき条文]

### (児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと**思われる**児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

※通告は義務！

※虐待認定は不要 「思われる」 ∵刑法とは異なる

## [再度確認しておくべき条文]

## 要対協に係る法律条文

**第二十五条の三** 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

② 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。【応答義務！】

**第二十五条の四** 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

**第二十五条の五** 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

※こども家庭センターの整備には、要対協による組織・機関間の壁を取り扱うことは不可欠！

- ① 要支援児童等を早期に発見することができる。
- ② 要支援児童等に対し、迅速に支援を開始することができる。
- ③ 各関係機関等が情報の共有を通じ、課題の共有化が図られる。
- ④ 共有された情報に基づいて、アセスメントを協働で行い、子どもと家庭の状況を多角的に捉え、支援の必要性に関する認識を共有することができる。
- ⑤ アセスメント結果の共有を通じて、それぞれの関係機関等の間で、それぞれの役割や協働、支援の方向性について共通の理解を得ることができる。
- ⑥ 関係機関等が協働しつつ、それぞれの役割を果たすことを通じて、それぞれの機関が責任をもって支援を行う体制づくりができる。
- ⑦ 情報の共有を通じて、関係機関等が同一の認識の下に、それぞれの役割を果たしながら支援を行うため、支援を受ける家庭にとってより良い支援を受けやすくなる。
- ⑧ 主たる支援機関や関係機関等が行う支援について、地域協議会を通じて進行管理することにより、子どもと家庭の状況、状態に合わせた包括的な支援を検討し、継続的で一貫した実践ができる。
- ⑨ 関係機関等が互いの役割や限界を認識することで、相互に大変さを分かち合い足りない部分を補完し合うことができる。

このように、地域協議会は、「関係機関が子どもやその家族について共に考え、地域全体で支援する」ことを目的とした場であり、様々な利点があることを踏まえ、要保護児童など緊急性の高いケースのみならず、複数の関係機関が連携を図りながら情報共有や協議、支援を行うことが必要なケースについて積極的に活用することが重要である。要対協の設置及び運営等に関する具体的な内容については、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」（平成17年2月25日雇児発第0225001号）を参照されたい。

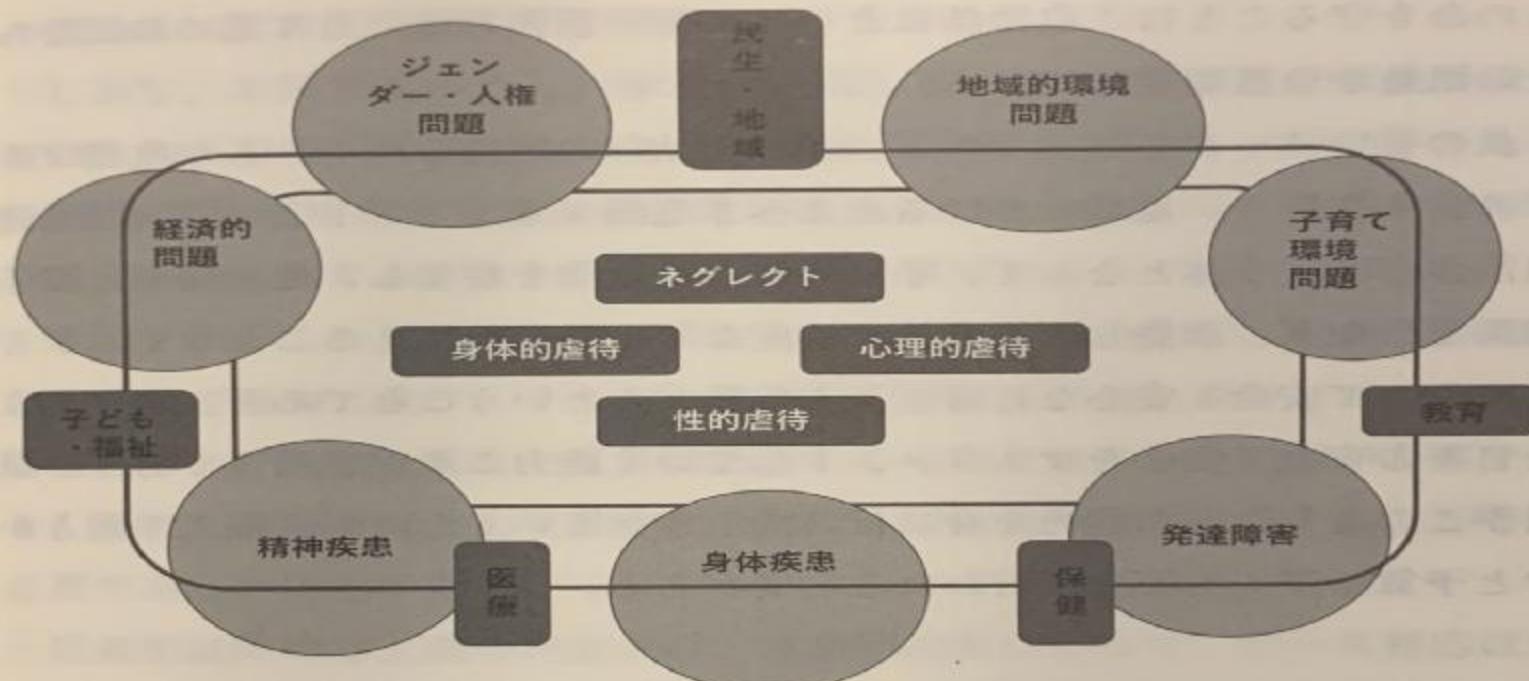
## 第6 展望

- 自分を労わろう
- 一人じゃない、全国に同じ思いの仲間がいる
- 繋がろう、高めあろう

以上、本日の講義で伝えたいこと、最短要約版

一つの学問分野、  
一つの機関だけでは、子どもの命は救えない。  
⇒関係機関の連携と協働が不可欠

【図表2－4】児童虐待と関係機関・関係領域



文科省研修教材「児童虐待防止と学校」を参考に。

鈴木秀洋『虐待・DV・性差別・災害等から市民を守る社会的弱者にしない自治体法務』（第一法規） 53頁

# 関係機関の連携と協働が不可欠

抽象的な連携の掛け声では意味がない。  
⇒ 具体化が必要

[例]

児童相談所・自治体と  
警察の連携の具体的架橋のために

※(厚労省研究事業)  
警察官・警察職員のための「児童福祉がわかる」  
ハンドブック (検討委員会委員長)



[付記] (例えば研修で)

【Q】 死亡事例検証

保健・児童福祉機能から

【Q】 母子保健機能又は保健部門（地区担当）若しくは保健師として、何ができたか？（何はできなかったのか）

【Q】 児童福祉機能側から何ができたのか？

【Q】 組織として、センター長として、統括支援員として、児童福祉機能担当の立ち位置として何ができたか？

# 【Q】 死亡事例検証 保健・児童福祉機能から

【Q】 こども家庭センターであれば  
何を変えられるのか？

【Q】 (全国で見る景色)

保健師の専門性と児童福祉の専門性ということで対立、押し付け合いがあるが、専門性は自分たちの仕事の射程を狭めるものなのか？どんな専門性があるのだろうか？

# 【Q】 死亡事例検証 保健・児童福祉機能から

【Q】 どんな一体化？どんな上流支援？  
※具体例・あてはめができないと意味がない

【Q】 (例) 健診の機会での協働  
1.6、3歳、その先の5歳など…

# インクルージョンの推進

対応する子ども達、保護者・養育者が多様であるのに、私、及び私達チームが多様でなければ、十分な対応が、伴走ができるはずはないであろう。

ダイバーシティ & インクルージョンの大切さ

海外礼賛ではないが、海外の様々な取組から学ぶことは多い  
(例) イタリア、スウェーデン等 鈴木論文

# メッセージ

## 1 厳罰化で解決しない

～「子育て」「子育ち」  
－誰もが辿ったとの認識が必要

## 2 専門職がその役割を果たすことの重要性

小児科医として子どもの虐待に向き合ってきた

坂井聖二先生の言葉

○ケースの見方は私たちの成長によって成熟  
私たちの思考の後退によっていくらでも貧弱  
になる危険性

## メッセージ

### 3 子どもの命を守るために親ごと支える視点が必要

- ～登園させるのが難しい保護者に代わり迎えに行く保育園園長
- ～今は自立を促す場面なのか、そうではないのではないか？
- ～健診会場、保育園、ひろばでお母さんは緊張している…。  
　帰り時間を急かさなくてもよいのではないか。  
　ひろばで寝転んでもよいのではないか？！
- ～子育てひろばのエピソード…公助のハードルの高さを公助は認識すべき  
「すっぴんで きてもいいんだ ぴよぴよひろば」

### 4 地域まちづくりの視点

- ～私たちみんなが当事者との認識、  
　果たして私達は、本当に子どもの声・意見を聞いているのか？  
　そして子どもも保護者もSOSを出しやすいまちをつくっているのだろうか。
- ～看護師も保健師も医師も保育士も心理士も教員も弁護士も事務職員も…  
　里親も施設も保育園も幼稚園も小中学校・高校も大学も地域のみんなで  
　縦も横も斜めもいろんな人間関係がある中で 育ちができるように  
「おせっかいのまち」「声かけのまち」「つなげるまち」

# メッセージ

私にとって、児童虐待対応の仕事は、

自治体公務員時代、最も苦しく、辛い仕事でした。ケース会議で涙を流すことも…。また、何度も、あの事件・この事件の対応は…?と夜中に目覚めて考え続けたり…。実際に確認に出かけたり…。

保護者との対立から始まるこの仕事の難しさ、ストレスは、知らず知らずのうちに、自分の心を削って行きます。

どうか、ご自身を労わることを意図的に行ってください。仕事以外の何か心を解放し、ケース対応から離れる時間・場所を確保してください。

精一杯仕事している自分を積極的に誉めてあげてください。

みなさんと、今度は対面で お会いできる日を。

東京からエールを送り続けます。

# 自己紹介

## 法務博士（専門職）、保育士、防災士、水泳指導員 (更新せず)

- ・元自治体子ども家庭支援センター所長、男女協働課長、危機管理課長、総務課課長補佐、特別区法務部等
- ・内閣府ストーカー被害者支援マニュアル検討委員会。内閣府男女共同参画の視点からの防災・復興の取組に関する検討会。内閣府防災研修プログラム改訂検討会(座長)／・厚労省市区町村の支援業務のあり方に関する検討WG等。厚労省子ども家庭総合支援拠点設置事業アドバイザー、厚労省(H29)「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた支援手法に関する調査研究」、厚労省(H30)「市区町村等が行う児童虐待防止対策の先駆的取組に関する調査研究」、厚労省(R元)「子ども家庭総合支援拠点設置促進に関する調査研究」、厚労省(R2)「乳幼児健診未受診者等に対する取組事例に関する調査研究」、厚労省(R3)『警察向け「児童福祉」がわかるハンドブック(仮称)作成に係る調査研究検討委員会』(委員長)。厚労省(R3)『市区町村の要保護児童対策地域協議会等に関する調査研究』検討会(委員長)。厚労省(R4)警察からのいわゆる「面前DV」に係る通告の収集・分析に関する調査研究(委員長)。こども家庭庁(R5)「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証に係る情報収集に関する調査研究」(委員長)。妊娠SOS窓口助成事業に関する調査研究業務にかかるアドバイザー(日本財団)。ヤングケアラー自治体支援アドバイザー(日本財団)、三重県市町アドバイザー
- ・東京都防災会議委員、江東区子ども子育て会議(委員長)、世田谷区基本計画審議会(副会長)、川崎市子ども権利委員会(委員長)その他三重県、岐阜県、栃木県、山梨県、富山県、山口県、長野県、青森県、広島県、静岡県、高知県、宮崎県、熊本県、兵庫県、沖縄県、秋田県、岡山県、鳥取県、東京都、神奈川県、群馬県、北海道等自治体での審議会・研修・アドバイザー等多数。／・日本子ども虐待防止学会、ジェンダー法学会、警察政策学会、日本公法学会、公衆衛生看護学会等所属。／・野田市、札幌市児童虐待事件事実検証委員。沖縄県里親委託解除事案に関する調査委員会(委員長)等

# 【自己紹介（主著）】

## 【単著】

- ①『自治体職員のための行政救済実務ハンドブック（改訂版）』（第一法規、2021）
- ②『虐待・DV・性差別・災害弱者等から市民を守る社会的弱者にしない自治体法務』（第一法規、2021）
- ③『必携市区町村子ども家庭総合支援拠点スタートアップマニュアル』（明石書店、2021）
- ④『行政法の羅針盤（第2版）』（成文堂、2025）、⑤『LGBTQ理解増進法逐条解説ハンドブック』（第一法規、2023）

## 【編著】

- ⑥『子を、親を、児童虐待から救う』（公職研、2019）、⑦『日本子ども資料年鑑』（愛育研究所、毎年）

## 【共著】

- ☆鈴木秀洋「行政の法制度・地域協働・組織マネジメントの視点による子どもの最善の利益の考察」  
『子ども虐待防止 未来への提言—小さい人の笑顔のために』 CAPNA30周年記念出版
- ⑧『行政法学の変革と希望- 傘寿を記念して』阿部泰隆先生傘寿記念論文集（信山社、2023）、
- ⑨『行政訴訟の実務』（第一法規、加除式）、⑩『行政不服審査の実務』（第一法規、加除式）、⑪『行政法第5版』（弘文堂、2025）、⑫『これからの自治体職員のための実践コンプライアンス』（第一法規、2014）、⑬『自治体法務改革の理論』（勁草書房、2007）等

HP 鈴木秀洋研究室 <https://suzukihidehiro.com/>

# ※関連課題【付記】

## 【Q】インクルーシブ保育・教育の視点

障害児・保護者を追い込まない 包摂

○鈴木秀洋「フルインクルーシブ先進国イタリアの現地視察を踏まえた分析と考察」『自治研究』

<https://suzukihidehiro.com/>

20251214こども家族早期発達支援学会 シンポ

## 【Q】ヤングケアラー

ヤングケアラー支援の今とこれからを考えるオンライン公開ミーティング 開催リポート(前編)

<https://youngcarer.jp/2025/04/18/250415a/>  
→日本財団公開シンポ ☆20260209 13時～16時半

## 【Q】特定妊婦支援

NHK 妊娠SOS ”産まれるいのち“どう守る？  
「特定妊婦」支援の最前線

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240522/k10014449491000.html>

☆ 鈴木秀洋研究室 動画紹介

[https://www.youtube.com/watch?v=vhXJ8Wbc\\_Ts](https://www.youtube.com/watch?v=vhXJ8Wbc_Ts)